## 議案第22号

豊橋市立小・中学校就学指導委員会規則の一部を改正する規則について 平成26年4月24日提出

> 豊橋市教育委員会 教育長 加 藤 正 俊

豊橋市立小・中学校就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月24日

## 豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 号

豊橋市立小・中学校就学指導委員会規則の一部を改正する規則

豊橋市立小・中学校就学指導委員会規則(昭和49年豊橋市教育委員会規則第1号) の一部を次のように改正する。

改正後

豊橋市立小・中学校教育支援委員 会規則

(設置)

(以下「児童等」という。)の就学、 入級支援及び長期的な視点での一貫し た教育の適正を期すため、豊橋市立 小・中学校教育支援委員会(以下「委 員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる業務を行 う。
  - (1) 児童等の実態把握に関するこ と。
  - (2) 特別支援学校及び特別支援学級 への適正な就学及び入級支援に関す ること。
  - (3) 長期的な視点での一貫した教育 支援に関すること。

改正前

豊橋市立小・中学校就学指導委員 会規則

(設置)

第1条 <u>心身に障害のある児童及び生徒</u> 第1条 <u>心身障害児童、生徒の就学、入</u> 級指導の適正を期するため豊橋市立 小・中学校就学指導委員会(以下「委 員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる業務を行 う。
- (1) 心身障害児童、生徒の実態把握 に関すること。
  - (2) 特別支援学校及び特別支援学級 への適正な就学、入級指導に関する こと。

(4) その他委員会が必要とするこ

<u>(3)</u> その他委員会が必要とするこ と。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の豊橋市立小・中学校就学指導委員会規則の規定により委嘱されている豊橋市立小・中学校就学指導委員会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の豊橋市立小・中学校教育支援委員会規則の規定により委嘱されている豊橋市立小・中学校豊橋市教育支援委員会の委員とみなす。